

啓発動画作成業務仕様書

1. 委託業務名

啓発動画作成業務

2. 目的

コロナ収束後、外国人観光客、特に韓国人観光客の来島者数は増加が顕著であり、これに伴い、日本人にとっては当たり前のマナーであっても、外国人旅行者にとっては当たり前ではない日本独自の文化や習慣について、「知らなかった」ことに起因するトラブルの報告件数が増加している。

本業務では、新たに、釜山ー対馬航路船内等において放映するためのマナー啓発動画を作成し、日本独自のマナー・文化・風習への理解を促し、トラブルの未然防止と、持続可能な観光の確立を図ることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和8年1月30日まで

4. 委託場所

対馬市地内

5. 委託予定金額

上限額 2,832,500円（消費税及び地方消費税を含む）

※契約における上限金額であり予定価格ではない。

6. 委託業務内容

受託者は、業務の目的を十分理解し、動画の制作に係るすべての業務を行うものとする。

（1）企画・構成

本業務の目的を達するために、「日本における道路、私有地等での交通マナー」、「日本における寺社仏閣等を中心とした観光地での拝観マナー」、「日本における街中での観光マナー」などの要素を盛り込むこと。

上記に加え、プロポーザルでの提案内容、及び本業務とは別に発注している動画視聴に係る調査業務の成果、併せて外国人観光客の視聴意欲を高める工夫等を合わせて、委託者と協議のうえ、内容を決定する。

また、決定した内容を基に、動画の構成を作成する。

（２）撮影

企画構成に基づき、動画の制作に必要な映像の撮影を行う。なお、撮影箇所は委託者が指定する場合がある。次の内容は、委託業務に含むものとする。

- ①資料・素材の収集
- ②肖像権や著作権について必要な手続き（撮影、編集はもとより、納品後の加工、放映（You Tube 等へのアップを含む。）にあたり、肖像権等にかかる新たな費用を発生させないための事前処理を含む。）
- ③出演者、協力者、撮影場所への交渉・許可
- ④使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担

（３）編集

撮影した映像の加工、編集、音楽、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行う。動画の完成までに、委託者による複数回の内容確認及び修正等の指示を受けること。

また、動画の内容については次のとおりとする。

- ①複数年使用可能な動画とすること。
- ②使用する主たる言語は日本語及び韓国語とする。なお、日本語を主たる言語とする版においては日本語及び韓国語字幕を挿入することとし、韓国語を主たる言語とする版においては韓国語及び英語字幕を挿入すること。
- ③韓国語の音声作成（アテレコ）、及び字幕の作成に係るネイティブチェックについては、委託者と協議のうえ実施すること。なお、英語の字幕作成に係るネイティブチェックについては、受託者の責において実施すること。
- ④音楽、イラスト等を適宜挿入すること。

（４）制作本数および再生時間

制作本数は特に指定しない。理解の促進を図るマナー種別ごとに分割して制作することも可とする。なお、分割して制作した場合でも、分割せずに制作した場合でも、総再生時間を３分～５分程度とすること。

なお、制作本数の決定については、委託者と協議の上決定するものとする。

7. 成果品

（１）成果物の納品

成果物は、次の要件・規格で納品するものとする。

- ①動画の規格は、１６：９とし、フルハイビジョン（1920×1080）映像とする。
- ②動画の納品は、使用用途に合わせて以下を制作するものとする。

ア. DVD ディスク：日本語版・韓国語版各5枚（盤面印刷含む。コピー可能なもの）

イ. 配信データ：日本語版・韓国語版各3種類（You Tube、及び市等のホームページ再生可能な形式（WMV、MPEG4、MOV））

ウ. 動画の制作に使用した写真や各シーンの静止画等を保存した DVD：1枚（盤面印刷含む。コピー可能なもの）

（2）成果品の不備

本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、市の指示により受託者の負担と責任において速やかに補足、修正を行うものとする。

8. 納品場所

刈馬市 観光推進部 観光交流商工課内

9. 留意事項

（1）秘密保持

受託者は、業務中に知り得た内容について、第三者に情報を漏洩してはならない。

（2）資料の収集及び使用制限

委託者が貸与するもの以外の必要な資料については、受託者がその収集、整理及び解説を行うものとし、委託者は業務の遂行に協力するものとする。なお、委託者より貸与された資料について、受託者は適切に管理するものとし、本業務以外の目的に使用してはならない。

（3）著作権の帰属

納入した成果物に係る一切の権利は委託者に帰属する。

（4）紛争の処理

映像、音楽等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理に関する紛争が生じた場合には受託者の責任において対応し、委託者は責任を負わない。

（5）疑義

本仕様に定めのない事項については、別途協議して決定するものとする。

10. 業務担当

対馬市 観光推進部 観光交流商工課 対馬市厳原町国分1441番地
TEL 0920-53-6111 内線 126 E-mail:kokusai@city-tsushima.jp